

18歳巣立ち応援プロモーション推進業務委託仕様書

1 業務名

18歳巣立ち応援プロモーション推進業務

2 目的

南相馬市では令和4年度から、巣立ち応援18歳祝い金支給事業（以下、本事業）を開始し、本市の次世代を担う子どもたちの成人を祝い、18歳を迎える市民へ祝い金を支給している。

本事業は、新たな門出に立つ18歳へエールを送り、18歳を迎える子どもたちの本地域への愛着を高めること、また、地域社会全体でこども・子育てを応援する機運の醸成を高めることを目的としている。

その目的を達成するため、ポスターの制作及び対象者である18歳の本地域への愛着の醸成を図るイベントの開催に加え、本事業におけるプロモーション展開等の情報発信に関する総合的なプロデュースも包含した形で実施し、事業効果を高めることを目的とするもの。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務内容

受注者は、前項の目的を達成するため、次の（1）～（3）に掲げる一切の業務を行うこと。

（1）本事業の趣旨を伝えるフォトポスター等の企画、制作及び印刷に係るすべての業務（デザイン、写真撮影等を含む。なお、写真撮影に係る機材、消耗品（ガーベラ）も委託内容を含む）

① デザイン

制作するポスターは3種類とし、デザインについては以下のとおりとする。

種 類	デザイン内容
文字ポスター (1パターン)	当該事業の趣旨、支給対象者への応援のメッセージを伝えることを目的としたもの
フォトポスターA (1パターン)	支給対象者である18歳を被写体とするもの
フォトポスターB (6パターン)	市民を被写体とした写真と被写体者へのインタビューを基に作成した応援メッセージを記載したもの

② デザイン要件

ア 対象者である18歳が「地域の人々のあたたかさ」を感じられ、見る人の興味・関心を引き、地域への愛着を喚起させるデザインとし、デザインやメインキャッチ

コピー等は8パターンに共通したものを提案すること。なお、令和4～7年度ポスターに使用した「さあ、行っといで。」のキャッチコピーを基本使用することとするが、新たなキャッチコピーを提案することは差し支えない。

イ デザインについては提出された企画提案書等に基づき、契約締結後に市と協議の上決定すること。

ウ **別紙1**に挙げる要件について、8パターンすべてに記載すること。

※過年度のポスターについては以下ホームページを参照のこと。

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/15/1510/15101/3/19747.html>

③ 被写体者の選定及びインタビュー、撮影

ア ポスター被写体の選定について、本市内で活動する個人・団体等を把握し、本ポスターに相応しい被写体者を提案することとし、年齢や属性に偏りがないよう市と調整の上決定すること。

イ 被写体者のインタビューをもとに、18歳への応援メッセージを聞き出し、見る人の心に残るメッセージとすること。

ウ 撮影場所及び撮影日時等については、視覚的な偏りを避けるため、場所、季節を考慮し、ロケーション・ハンティングに多様性を持たせることとし、市と調整の上決定すること。

エ 撮影にあたっては、市HP等で紹介予定であることから、インタビュー実施時の場面も含めて撮影すること。

オ 本ポスターは写真を通して、「地域の人々のあたたかさ」を感じられ、見る人の興味・関心を引き、地域への愛着を喚起させるデザインとすることから、カメラマンについては以下の条件を満たすこと。

【カメラマン選定条件】

- ・撮影テーマやターゲット層に合致した最適な撮影場所を確保するために、必要に応じて複数回のロケーション・ハンティングを実施すること。
- ・ポスター制作全体のイメージを統一するため、カメラマンの他にレタッチャーがいること。
- ・カメラマンの業務実績として、ポスターの撮影、企業・自治体の広告写真の実績があること。
- ・カメラマンの実績がわかるwebページが確認できること。
- ・撮影条件に合わせて照明などの機材の選定・使用ができること。
- ・撮影のために被写体者と円滑なコミュニケーションが取れること。

④ ポスターの企画・数量

ア サイズ：A2、A0

イ 刷色：片面フルカラー

ウ 数量：以下のとおり

	A2	A0	高校生 被写体
文字ポスター、フォトポスターA	200 枚ずつ	10 枚ずつ	原町高等学校
フォトポスターB	100 枚ずつ		

《参考》過去の実績

年度	区分	サイズ・枚数		高校生 被写体
令和4年度 (計 680 枚)	文字ポスター、フォトポスターA	A2 (縦)	100 枚ずつ	原町高等 学校
	フォトポスターB (6 種類)		80 枚ずつ	
令和5年度 (計 1,300 枚)	文字ポスター、フォトポスターA	A2 (縦)	200 枚ずつ	相馬農業 高等学校
	フォトポスターB (6 種類)		150 枚ずつ	
令和6年度 (計 1,020 枚)	文字ポスター、フォトポスターA	A2 (縦)	200 枚ずつ	相馬支援 学校
	フォトポスターB (6 種類)		100 枚ずつ	
	文字ポスター、フォトポスターA	A0 (縦)	10 枚	
令和7年度 (計 1,020 枚)	文字ポスター、フォトポスターA	A2 (横)	200 枚ずつ	小高産業 技術高等 学校
	フォトポスターB (6 種類)		100 枚ずつ	
	文字ポスター、フォトポスターA	A0 (横)	10 枚	

市内高校は4校であることから、令和8年度は「原町高等学校」とする。

【提案1】

- ・上記デザインテーマ、要件を踏まえた内容の3種類のポスターデザインについて提案すること。
なお、今回提案する内容については、ポスターデザインであるため、使用する写真については仮の写真とする。
- ・ポスター被写体者案について提案すること。
- ・本ポスターは、使用する写真が重要と考えることから、③オの要件を踏まえたカメラマンについて提案すること。

(2) 卒業おめでとう撮影会イベントの企画・実施

本事業の趣旨を踏まえ、対象者である18歳やその家族等が特別な日を記念に残す出張撮影会を以下のとおり実施すること。

① イベント概要

ア 日程 : 令和9年3月1日(月) 13:30~18:00(仮)

イ 場所 : 市が指定する場所で実施すること。

※会場予約については市で実施する。

ウ 対象者：令和8年度支給対象者（18歳）及びその同伴者（100人程度）
※家族、友人など問わない。

エ 参加料：無料

② イベントの実施・運営

本イベントが円滑に進行するよう、市と協議の上、適正に運営管理すること。

ア イベント内容

(ア) 出張撮影会の実施

- ・撮影については、市内業者を活用して実施すること。
- ・市が指定する場所にて、出張撮影ができ、想定来場者数に対応できる人数の撮影者を提案し、配置すること。また、撮影ブース及び撮影方法も提案すること。
なお、実施に伴う撮影者との調整についても委託内容に含む。
- ・実施するにあたって必要な機材等を撮影者と調整し、不足がないよう準備すること。また、市から貸与できる物品については、別途協議する。
- ・撮影した写真データについては、その場で提供できるようにするとともに、無料で参加者へ提供すること。

(イ) その他ブースの設置

- ・県立高校卒業式の日を開催することを踏まえ、対象者が記念に残る工夫やイベントの目的を感じることができるブースを提案すること。
なお、対象者である18歳が撮りたいと思うトレンドにあった背景やブースをデザインすること。

イ 周知・参加募集

- ・参加者の募集に必要なチラシ等の広報物の作成及びSNS広報等を実施すること。

ウ 参加者情報

- ・イベント開催にあたり、参加申込時に撮影した写真の二次利用（市広報、ホームページへの掲載等）の同意の有無を確認すること。
- ・来場者受付時の混雑を避けるため、整理券等を配布する等の対策を実施すること。
- ・記録及び広報用の写真撮影を行うこと。

エ 設営・撤去

- ・市との協議により確定した企画に従い、会場レイアウト（動線確認まで）をし、設営・撤去を行うこと。
また、市との協議により必要スタッフを決定し、全体進行の管理やポスター展示、撮影ブースの設営など、円滑に進められるように、適宜対応すること。

【提案2】

- ・会場における撮影ブース、撮影方法、撮影者について提案すること。
- ・対象者が記念に残る工夫やイベントの目的を感じることができるブース等について提案すること。

(3) プロモーション活動の企画立案

① 包括的なプロモーション活動の企画・立案

市が本事業を実施するにあたっての戦略的な広報活動を行うために、年間スケジュールを作成するとともに、ターゲットに応じた広報効果を高めるための助言及び提案を行うこと。

なお、市が運用・活用していない媒体についても提案可能とする。

ただし、ポスター及び支給通知文書制作、新聞広告の掲載については、必須とする。

ターゲット	目的	市が運用・活用する媒体等	
18歳に向けた発信	本地域への愛着の醸成を図る	電子	LINE、HP、X、Facebook、note、PR TIMES、Email*
		紙	ポスター、支給通知文書
地域に向けた発信	こども・子育て応援等の機運醸成	電子	LINE、HP、X、Facebook、note、PR TIMES
		紙	ポスター、新聞広告

② 支給対象者用通知文書等のデザイン提案・制作

支給対象者への支給案内通知文書等について、対象である18歳に関心をもって見てもらえるよう、次の事項に留意し、デザイン提案及び制作を行うものとする。

ア 基本事項

(ア) 制作内容・印刷部数(案)

制作物	印刷部数
a.案内状(本事業の趣旨、振込日等を記載した文書)	500枚
b.市長メッセージ	500枚
c.色紙(白紙)	500枚
d.撮影会案内チラシ	900枚
e.封筒	500枚

- ・a～dの制作物はeに封入するため、サイズについては定形及び定形外郵便物として送付可能なサイズとする。
- ・dについては、支給通知に同封するほか学校等で配布することを想定した部数とする。

イ デザイン要件

- (ア) 支給対象者に関心を持ってもらえるようなデザイン、素材等を使用し、市と協議の上、作成すること。
- (イ) ポスターで使用したキャッチコピーを用いて、ポスターとの統一感を感じさせるよう作成すること。

③ 新聞広告掲載原稿デザイン提案・制作

地域に向けた情報発信として、新聞広告を活用した PR を実施することから、新聞広告掲載原稿のデザインを行うこと。

なお、新聞広告掲載費用については市が負担する。

ア 制作内容

本市が提供する素材をもとに、ポスターとの統一感があり、ビジュアルに訴えるデザイン、掲載紙の規定に基づく内容にて制作し、新聞社へ *illustrator* 等により入稿する。

また、紙面内容や紙面の校正については市との協議により決定すること。

イ 掲載紙

福島民友新聞社、福島民報社を予定

ウ 掲載回数、規格等

掲載回数：2回を予定（掲載日は2月28日、3月1日を想定）

掲載企画：記事下部全3段もしくは4段を予定、カラー

【提案3】

- ・ターゲット別に応じた効果的な PR できる手法について、広報活動の具体的な提案をすること。
- ・支給対象者用通知文書について、対象である18歳に関心をもって見てもらえるようなデザインを提案すること。

5 成果物の納品

下記の制作物を成果品として、次に定める期限までに発注者に提出すること。

No	内 容	期 限
1	ポスター（全種類：A2、A0）及び電子データ（JPG、PDF）	令和9年1月下旬
2	卒業おめでとう撮影会案内チラシ	令和8年12月下旬
3	祝い金支給対象者用通知文書	令和9年1月下旬
4	新聞広告デザイン電子データ（PDF）	令和9年2月中旬
5	実施報告書（電子媒体）	令和9年3月31日
6	作成した各素材のJPGデータ、PDFデータ（CD-R等）	
7	本業務に係る記録写真・映像等の電子データ（CD-R等）	
8	本業務において作成した資料等	

※なお、電子媒体については、納品する際、必ず最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックソフトを使ってウイルスチェックを行い、本市の環境にコンピュータウイルスを侵入させないための処置を講じること。

6 納品場所

南相馬市こども未来部こども家庭課

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

業務の実施に伴い、関係する法令、条例等は遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。

(2) 業務の再委託

受託者は本業務を全て第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、あらかじめ市の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

(3) 個人情報保護

この業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(4) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 知的財産権の取扱い

受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、或いは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用に当たり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処する。

(6) 業務内容の変更・中止等における取扱い

業務内容の変更・中止等における取扱いについては、市と協議すること。

(7) 第三者に対する損害賠償責任

受託者は、本業務を行うに当たり、第三者に損害を生じさせた場合、当該第三者に対する損害の賠償の責任を負わなければならない。

8 業務上の注意事項

(1) 実施体制

ア 本業務の実施にあたり、デザイン案の構図、明度、色彩等について協議のうえ、修正することができるものとする。

イ 受託者は市と適宜打合せを行い、緊密な連携・調整を図ることとし、実施内容の検討がスムーズに行われる体制を整えるものとする。

ウ 受託者は、契約の履行にあたって、本業務の目的を十分に理解し、高度な技術を発揮するよう努めるものとする。

(2) 成果物及び成果物を構成する素材に関わる著作権（翻案権（著作権法第27条及び二次的著作物（同法第28条）を含む）は全て南相馬市こども家庭課に帰属するものとする。

(3) 本業務の実施にあたっては、使用する画像、イラスト、文字の書体、キャッチコピー、文章表現など、他の著作権、使用権を侵害しないこと。

(4) 秘密の保持

- ア 本業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律及び南相馬市の定める南相馬市個人情報保護に関する法律施行条例並びに南相馬市情報セキュリティポリシーに十分留意するものとする。
- イ 本業務の実施にあたっては、個人情報の漏えいが発生し、市及び個人に損害が生じた場合には、受託者はその一切の責任を負うものとする。
- ウ 秘密保持については、業務終了後も存続するものとする。

9 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について、理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

10 その他

本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議の上、決定するものとする。

ポスター制作におけるデザイン要件について

以下の項目を8種類すべてに必ず記載すること。

1. 「南相馬市子ども未来部子ども家庭課」の文字
2. 「子ども・子育て本気で応援」のロゴ（以下のとおり）



3. 本事業の趣旨（以下のとおり）

南相馬市では、18歳を迎え、成人するみなさんへ門出のお祝いとエールを送るため「18歳巣立ち応援事業」を令和4年度より行っています。

南相馬から大人のスタートラインに立つみなさんの「夢」を地域みんなで応援する事業です。

4. 本事業におけるホームページQRコード（以下のとおり）

